

告 示

埼玉県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
杉戸町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十六年九月一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
 - イ 汚水
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
 - ロ 雨水
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし